

NEKKEN BioResource Center

生物資源提供および使用許諾同意書

長崎大学熱帯医学研究所（以下「甲」という）と（以下「乙」という）とは、次の通り甲の所有する生物資源を乙に提供することと、以下に記す生物資源の使用について同意する。

第1条（定義）

本同意書における下記の用語は次の定義によるものとする。

1. 「本件試料」とは、我が国におけるライフサイエンスの分野における研究開発及び実用化の発展のため、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED) ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP)において、長崎大学熱帯医学研究所が収集し保存する生物資源で、下記の情報で定義されるものを意味し、その子孫および改変物、それらから一部（核酸等）を採取したものを含む。

記

機関 I D : XXXXXXXXXX

原虫名 : XXXXXXXXXX

株名 : XXXXXXXXXX

提供時の原虫の形体 :

以上

2. 「本件情報」とは、本件試料に係る情報で長崎大学熱帯医学研究所から提供された情報をいう。

第2条（提供）

甲は、乙に対し、本件試料を下記の条件で提供する。

1. 甲は、本件試料を無償で乙に提供する。
2. 乙は、本件試料提供に係る費用（以下、本件費用という）、輸送料等を負担するものとする。本件費用については別紙に定めるものとする。
3. 甲は乙に対し、本件試料を以下の利用目的（以下、「本件利用目的」という）と利用期間、代表者が認めた利用担当者に限り、利用を許諾する。

利用目的 :

利用概要 :

利用期間 : 本契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了の3カ月前までに乙から甲へ書面によって正当な事由による終了の通知がない場合は、期間満了の翌日から1年間期間を更新し、以後も同様とする。

代表利用者 :

4. 乙は、利用が終了した場合は、甲に利用が終了したことを報告するものとする。
5. 乙は、乙に所属する者に対し、代表利用者が監督する範囲内で本同意書の内容を順守することで使用させることができる。
6. 代表利用者が交代あるいは退職した場合、乙はこれを甲に報告するものとする。また代表利用者が交代する場合は改めて同意書の記載内容を確認し、必要に応じて新しい同意書を作成する。

第3条（支払い方法）

1. 甲は、本件費用に関し本同意書の取り交わし後30日以内に、乙に対して請求書を送付する。乙は、請求書の受領後30日以内に甲に対して当該金額を、甲の指定する方法により支払うものとする。
2. 振込み手数料を含む提供の支払に必要な費用は全て乙の負担とする。
3. 甲は、甲の故意または重過失による場合を除き、利用期間の終了または解約・解除、違反等の理由の如何に関らず、本件費用の全額または一部を返還する義務を持たない。

4. 甲乙は、本件費用に関する手続きを代理人に依頼することができる。

第4条（本件試料の取り扱い）

1. 乙は、本件試料が、研究もしくは教育を目的として作製されたものであり、その特性が全て明らかにされているものではないことを確認し、その取り扱いについて慎重かつ十分な配慮を行うものとする。
2. 乙は、本件試料を本件利用目的以外に使用してはならず、利用目的に変更がある時は速やかに甲に届けなければならない。
3. 乙は、本件試料をヒトへ投与してはならず、また診断を含む如何なる臨床研究を目的とした使用を行ってはならない。
4. 乙は、諸法規、国または公的機関の定める規制および指針、および公序良俗に従って本件試料を取り扱うものとする。
5. 乙は、本件利用目的以外に、本件試料を改変して使ってはならない。また、いかなる改変したもの、あるいはそれらの一部を採取したもの（核酸、タンパク質を含む）を第三者に供与、譲渡、売買もしくは使用を許諾してはならない。なお、乙が本件利用目的のために、本件試料の全部または一部を、第三者に提供する必要がある場合は、別途協議の上、定めるものとする。
6. 乙は、甲からの請求があった場合、本件試料、本件試料を改変したもの、またはそれらの一部を採取したもの（核酸、タンパク質等を含む）を破棄し、その結果を報告しなければならない。

第5条（秘密保持）

1. 本同意書において秘密情報とは、秘密である旨を書面等の形態で明示して、甲から乙に提供された本件試料に関する情報、ならびに本同意書に関して相手方から秘密である旨を明示して書面等の形態で開示された業務上および技術上の情報をいう（以下「本件秘密情報」という）。
2. 乙は、甲より提供された前項の本件秘密情報を、甲の事前の同意なく、第三者に開示してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。
 - （1）知得時点で既に公知であったもの。
 - （2）乙の責によらず公知となったもの（本件試料に関連する特許出願が公開された場合を含む）。
 - （3）知得時点で既に乙が保有し、かつその事実を相手方が証明できるもの。
 - （4）正当な第三者より守秘義務を負うことなく開示されたもので、その事実を乙が証明できるもの。
 - （5）法令に基づく開示命令を公的機関から受けたもの。
3. 乙は、本件秘密情報を秘密に保持し、そのために必要で合理的な措置を講ずる。
4. 乙は、甲から同意を得て本件秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対して、本同意書上の自らの義務と同等の本件秘密保持義務を開示当事者の責任で負わせなければならない。
5. 乙は、本契約が終了した場合（その理由の如何を問わない）、または甲からの請求があった場合、相手方から開示された本件秘密情報を破棄、または返却し、電磁的記録等は合理的な範囲で消去する義務を負う。

第6条（知的財産の取り扱い）

1. 乙は、第2条に明文化されている範囲を除き、本同意書の如何なる定めも本件試料等に関する権利の乙への供与、譲渡、または許諾を意味すると解してはならない。
2. 乙が本利用目的の成果または本件試料に関する産業財産権を出願する場合、乙は甲に対して、当該産業財産権出願にかかる発明が、甲から提供された本件秘密情報によるものでないことを事前に立証しなければならない。
3. 乙が本利用目的の成果または本件試料に関する産業財産権を出願した場合、また権利化した場合、甲に速やかに報告し、無償で非独占的な実施を許諾するものとする。

第7条（発表）

乙は、本件試料および本件情報、本件秘密情報から得た研究成果を公表する場合は、下記に従うものとする。

- （1）本件試料がAMED ナショナルバイオリソースプロジェクト事業によって甲が収集し、甲から提供された旨を明示する。なお、英文による発表は下記の表示とする。
「XXXXXXXXXX strain was provided by Nagasaki University with support in part by National BioResource Project (NBRP), AMED, Japan. 」
- （2）乙は、公表前に甲に対し公表する内容、方法を通知する。
- （3）甲は、乙の発表後、乙が公表した内容、演題またはその概要等を甲の上記事業の成果として公表することができる。

第8条（免責）

乙は、本件試料および本件情報について、

- （1）その所持、使用が第三者の権利を侵害する可能性があること。
- （2）その有用性や正確性に保証がなく、また有害である可能性があること。
- （3）その他、一切の保証が無い状態であることを確認し、乙が本件試料および本件情報を所持または使用することによって発生した乙の損害、第三者に生じた損害の一切の責任は乙が行うものとし、甲の免責を行うことに同意する。

第9条（解約および変更）

甲および乙は、双方合意の上、本同意書の全部または一部を破棄または変更することができるものとする。

第10条（解除）

1. 甲または乙が本同意書の全部または一部に違反した場合、相手方は30日以上の期限を定めて催告し、催告期間中に当該違反が是正されない場合、相手方は本同意を解除することができるものとする。
2. 甲または乙が次の各号の一に該当する場合、相手方は本同意の全部または一部を、何らの催告なく、直ちに解除することができるものとする。
 - （1）監督官庁より営業の取消または停止等の処分を受けたとき。
 - （2）会社更生、民事再生、破産、特別清算の申し立てをなし、または申し立てを受けたとき、もしくは銀行取引停止処分を受けたとき。
 - （3）差押え、仮差押え、仮処分または競売の申し立てがあったとき、もしくは租税滞納処分を受けたとき。
 - （4）解散もしくは営業の全部または一部を第三者に譲渡したとき。
 - （5）前各号以外に財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
 - （6）相手方に重大な危害または損害を及ぼしたとき。
 - （7）災害その他やむをえぬ事由により、合意の履行が困難であると相手方が判断したとき。
 - （8）相手方の信用を著しく毀損したとみなされるとき。
 - （9）その他上記各号に準ずるとき。

第11条（譲渡）

甲および乙は、相手方の事前の文書による承諾がない限り、本同意書で定める債権および債務の全部または一部を、第三者に譲渡し、または移転してはならないものとする。

第12条（管轄）

本同意書に関する訴訟については、長崎地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第13条（存続条項）

本件試料の利用が終了した場合，終了の理由の如何を問わず，第5条（秘密保持）は終了後3年間，第6条（知的財産の取扱い），第7条（発表），第8条（免責），第12条（管轄）の規定は，当該条項に該当する事由が生じなくなるまで存続するものとする。

第14条（疑義）

甲および乙は，本同意書に定めない事項又は疑義が生じたときは，協議の上，これを決するものとする。

上記同意を証するため，本書2通を作成し，甲，乙各自記名捺印の上各その1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲 長崎県長崎市坂本1-12-14
 長崎大学熱帯医学研究所所長
 森田 公一 ⑨

乙

⑨

提供に係る費用について

1. 乙は，本件試料提供契約に係る実費の一部として，本件費用XX,XXX円を負担するものとする。
2. 本件試料提供に係る実費とは，下記に該当するものをいい，輸送料は含まれない。
 - ・ 試料作製に係る人件費
 - ・ 試料作製と梱包に係る消耗品
3. 輸送料とは，合理的な手段を用いた範囲内において，輸送に係る実費の全てをいう。甲は，輸送料は着払いとして乙に支払わせることができる。

（以下余白）

表 提供に係る実費（単位：円）

提供時の原虫の形体	非営利機関	営利機関	備考
凍結原虫	23, 100	46, 200	1 株あたり
培養原虫	23, 100	46, 200	1 株あたり
抽出核酸	26, 400	52, 800	1 株あたり
染色スライド標本原虫	34, 100	—	1 種(2 5 枚)あたり

表中の実費には消費税 10%を含む。